



(敷地権の登記がある場合)(注5)

(建物の部)

(一棟の建物の表示)

所在  
建物の番号

(敷地権の目的たる土地の表示)

土地の 符号	所在及び地番	地目	地積 m <sup>2</sup>

(専有部分の建物の表示)

家屋番号	種類	構造	床面積 m <sup>2</sup>	敷地権の表示		
				土地の符 号	敷地権の 種類	敷地権の割 合

(注1) マンション建替事業の施行者がマンション建替組合である場合は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「法」という。)(第十四条第一項又は法第三十四条第二項において準用する法第十四条第一項に定める公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写し、施行者が個人施行者である場合は、法第四十九条第一項又は法第五十条第二項において準用する法第四十九条第一項に定める公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写しを添付する。

(注2) 施行者がマンション建替組合である場合には、都道府県知事が作成した理事長の資格を証する書面を添付する。

(注3) 租税特別措置法第七十五条第一項第一号により、平成十六年三月三十一日までの間に登記を受ける場合は非課税となる。この場合は「租税特別措置法第七十五条第一項第一号」と記載する。

(注4) 敷地権の登記がない場合は、施行マンションの敷地利用権の種類(所有権、地上権又は賃借権の別)及びその権利が持分権又は地上権若しくは賃借権の場合にあつては、その登記を特定する事項を記載する(例「何番何某持分地上権」)。

(注5) 敷地権の登記がある場合は、不動産の表示は、建物の部の記載として敷地権の表示も記載する。

【様式2】マンションの建替えの円滑化等に関する法律第五十五条第五項の規定による権利変換手続開始の登記の抹消の申請書

## 登記申請書

登記の目的

マンションの建替えの円滑化等に関する法律による  
権利変換手続開始の登記の抹消

原因

平成何年何月何日設立認可取消（注1）

添付書類

公告を証する書面（注2） 代理権限を証する書面（注3）

登録免許税

金何円（注4）

平成何年何月何日申請 何法務局何支局

申請人

何市何町何丁目何番何号  
何マンション建替組合  
何市何町何丁目何番何号  
清算人 何某（注5）  
又は何市何町何丁目何番何号  
何某

不動産の表示（省略・注6）

（注1）マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「法」という。）第九十八条第四項の規定によりマンション建替組合（以下「組合」という。）の設立認可が取り消された場合の例である。組合が法第三十八条第四項の規定により解散の認可を受けた場合の登記原因は「解散」と、個人施行者が法第五十四条第一項の規定により事業の廃止の認可を受けた場合の登記原因は「事業廃止」と、第九十九条第二項の規定により個人施行者の施行についての認可が取り消された場合の登記原因は「施行認可取消」とそれぞれ記載する。

（注2）マンション建替事業の施行者が組合である場合は、法第三十八条第六項に定める公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写し、施行者が個人施行者である場合は、法第五十四条第三項において準用する法第四十九条第一項又は法第九十九条第三項に定める公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写しを添付する。

（注3）施行者が組合である場合には、都道府県知事が作成した清算人の資格を証する書面を添付する。

（注4）不動産一個につき千円である（登録免許税法別表第一一号（十二））。ただし、同一の申請により二十個を超える不動産につき、登記の抹消を受ける場合には、申請件数一件につき二万円となる。

（注5）施行者が組合である場合には、その清算人が申請する。

（注6）不動産の表示については、様式1参照。

【様式3】マンションの建替えの円滑化等に関する法律第七十四条第一項の規定による土地についての登記の申請書

## 登記申請書

マンションの建替えの円滑化等に関する法律第七十四条第一項の規定による登記の申請

添付書類 申請書副本 権利変換計画書(注1) 同認可書(注1)

代理権限を証する書面(注2)

登録免許税 金何円(注3)

平成何年何月何日申請 何法務局何支局

申請人 何市何町何丁目何番何号

何マンション建替組合

何市何町何丁目何番何号

理事長 何某

又は何市何町何丁目何番何号

何某

(敷地利用権が権利変換前も権利変換後も所有権である場合) 所有権移転の登記の申請)

登記の目的 所有権移転(注4)

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換(注5)

権利者 後記のとおり(注6)

義務者 後記のとおり(注6)

課税価格 金何円(注7)

登録免許税 金何円(注7)

不動産の表示

所在地 何市何町何丁目

地番 何番

地目 宅地

地積 何・何平方メートル

権利者の表示(注6)

何市何町何番地

持分何分の何

何市何町何番地

何分の何

何

某

某

何市何町何番地  
何分の何 何 某

義務者の表示（注6）

何市何町何番地  
持分何分の何 何 某  
何市何町何番地  
何分の何 何 某  
何市何町何番地  
何分の何 何 某

（敷地利用権が権利変換前は賃借権で権利変換後に地上権となる場合〓地上権の設定の登記の申請）

登記の目的 何番賃借権抹消

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換（注5）

権利者 後記のとおり（注6・後記省略）

義務者 後記のとおり（注6・後記省略）

登録免許税 金何円（注8）

不動産の表示 （省略・前記参照。以下同じ。）

登記の目的 地上権設定

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換（注5）

目的 建物所有

存続期間 何拾年

地代 壹平方メートル壹年何円

支払期 毎年何月何日

権利者 後記のとおり（注6・後記省略）

義務者 後記のとおり（注6・後記省略）

課税価格 金何円（注9）

登録免許税 金何円（注9）

不動産の表示 （省略）

（敷地利用権が権利変換前は地上権で権利変換に賃借権となる場合〓賃借権の設定の登記の申請）

登記の目的 何番地上権抹消

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換（注5）

権利者 後記のとおり（注6・後記省略）

義務者 後記のとおり（注6・後記省略）

登録免許税 金何円（注10）

不動産の表示 （省略）

登記の目的 賃借権設定

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換（注5）

目的 建物所有

借賃 壹月何円（又は「壹平方メートル壹月何円」）

支払期 毎月末日

存続期間 平成何年何月何日から何年（又は「何年」）

権利者 後記のとおり（注6・後記省略）

義務者 後記のとおり（注6・後記省略）

課税価格 金何円（注11）

登録免許税 金何円（注11）

不動産の表示 （省略）

（敷地利用権が権利変換前も権利変換後も地上権である場合〓地上権の移転の登記の申請）

登記の目的 何番地上権移転

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換(注5)

権利者 後記のとおり(注6・後記省略)

義務者 後記のとおり(注6・後記省略)

課税価格 金何円(注12)

登録免許税 金何円(注12)

不動産の表示 (省略)

(敷地利用権が権利変換前も権利変換後も賃借権である場合〓賃借権の移転の登記の申請)

登記の目的 何番賃借権移転

原因 平成何年何月何日マンション建替えの円滑化等に関する法律による権利変換(注5)

権利者 後記のとおり(注6・後記省略)

義務者 後記のとおり(注6・後記省略)

課税価格 金何円(注13)

登録免許税 金何円(注13)

不動産の表示 (省略)

(担保権等登記の申請)

登記の目的 何番(何番: ) 抵当権抹消(注14)

原因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換(注5)

権利者 後記のとおり(注6・後記省略)(注15)

義務者 後記のとおり(注6・後記省略)(注15)

登録免許税 金何円(注16)

不動産の表示 (省略)(注8)

登記の目的 何某持分抵当権設定

権利変換前の登記の申請書の受付の年月日及び受付番号

昭和何年何月何日受付第何号(注17)

原因 昭和何年何月何日金銭消費貸借昭和何年何月何日設定(注18)

(平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による権利変換)(注5)

債権額 金何万円

利息 年何%

損害金 年何%

債権者 何市何町何丁目何番何号  
何某

抵当権者 何市何町何丁目何番何号  
何某

設定者 何市何町何丁目何番何号  
何某

課税価格 金何円(注19)

登録免許税 金何円(注19)

不動産の表示(省略)

(注1) 権利変換計画及びその認可を証する書類を添付する。

(注2) 施行者がマンション建替組合である場合には、都道府県知事が作成した理事長の資格を証する書面を添付する。

(注3) 所有権の移転(登録免許税法別表第一第一号(二))等申請する登記の登録免許税の合算額を記載する。平成十六年三月三十一日までの間に登記を受ける場合は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十七条に規定する参加組合員が取得する権利に関する登記を除き、非課税となる(租税特別措置法第七十五条第一項第三号)と記載する。

(注4) 共有の不動産の所有権をその共有者全員から一括して同時に移転した場合は、「共有者全員持分全部移転」と記載する。

(注5) 原因日付として、権利変換期日を記載する。

(注6) 登記権利者又は登記義務者が複数の場合は、申請書の末尾(不動産の表示の次)又は別紙に記載して差し支えない。

(注7) 課税価格として、土地の登記の申請時の価格を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の二十(租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日まででは千分の十)である(登録免許税法別表第一第一号(二)八参照)。

(注8) 不動産一個につき千円である(登録免許税法別表第一第一号(十二))。ただし、同一の申請により二十個を超える不動産につき、登記の抹消を受ける場合

には、申請事件数一件につき二万円となる（以下抹消の登記について同じ。）。

（注9）課税価格として、土地の登記の申請時の価格を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の十（租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日までは千分の五）である（登録免許税法別表第一第一号（三）イ参照）。

（注10）不動産一個につき千円である（登録免許税法別表第一第一号（十一））。

（注11）課税価格として、土地の登記の申請時の価格を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の十（租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日までは千分の五）である（登録免許税法別表第一第一号（三）イ参照）。

（注12）課税価格として、地上権の目的である土地の価額にその移転すべき持分の割合を乗じて計算した金額を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の十（租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日までは千分の五）である（登録免許税法別表第一第一号（三）イ参照）。

（注13）課税価格として、賃借権の目的である土地の価額にその移転すべき持分の割合を乗じて計算した金額を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の十（租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日までは千分の五）である（登録免許税法別表第一第一号（三）イ参照）。

（注14）抹消すべき権利の登記が複数ある場合には、その抹消の登記の申請は一括して記載して差し支えない。また次のとおり表形式で記載することも可能である。（複数の抵当権等の登記の抹消をする場合の例）

順位番号	登記の目的	義務者（注15により省略可）
甲区何番	差押抹消	何市何町何丁目何番何号 何 某
乙区何番	抵当権抹消	何市何町何丁目何番何号 何 某
乙区何番	抵当権抹消	何市何町何丁目何番何号 何 某
乙区何番	根抵当権抹消	何市何町何丁目何番何号 何 某

（注15）権利変換前の担保権等の登記が申請された際の申請書の受付年月日及びその日付（平成何年何月何日受付第何号）の記載をした場合には、これらの記載を要しない。

（注16）不動産一個につき千円である（登録免許税法別表第一第一号（十一））。

（注17）権利変換前の担保権等の登記が申請された際の申請書の受付の年月日及び受付番号を記載する。

（注18）権利変換前の担保権等の登記の登記原因及びその年月日を記載する。

（注19）課税価格として、債権金額を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の四である（登録免許税法別表第一第一号（五）参照）。





【様式5】マンションの建替えの円滑化等に関する法律による不動産登記に関する政令第七条第一項の規定による施行マンションの滅失に係る登記の申請書

## 登記申請書

登記の目的 区分建物滅失登記

登記原因及びその日付 平成何年何月何日取毀

添付書類

申請書副本 権利変換計画書（注1） 同認可書（注1）  
代理権限を証する書面（注2）

平成何年何月何日申請 何法務局何支局

申請人

何市何町何丁目何番何号  
何マンション建替組合  
何市何町何丁目何番何号  
理事長 何某  
又は何市何町何丁目何番何号  
何某

不動産の表示

（一棟の建物の表示）

所在  
建物の番号

（専有部分の建物の表示）

家屋番号	種類	構造	床面積 m <sup>2</sup>

（注1）権利変換計画及びその認可を証する書類を添付する。

（注2）施行者がマンション建替組合である場合には、都道府県知事が作成した理事長の資格を証する書面を添付する。

【様式6】マンションの建替えの円滑化等に関する法律八十二条第一項の規定による施行再建マンションに関する登記の申請書

## 登記申請書

マンションの建替えの円滑化等に関する法律八十二条第一項の規定による登記の申請

添付書類

申請書副本 権利変換計画書(注1) 同認可書(注1)  
建物図面 各階平面図 所有権証明書(注2) 住所証明書規約証明書(注3) 共同担保目録  
代理権限を証する書面(注4)

登録免許税 金何円(注5)

平成何年何月何日申請 何法務局何支局

申請人 何市何町何丁目何番何号

何マンション建替組合

何市何町何丁目何番何号

理事長 何某

又は何市何町何丁目何番何号

何某

登記の目的 区分建物表示登記

登記原因及びその日付 平成何年何月何日新築

登記の目的 区分建物共用部分たる旨の登記

原因 平成何年何月何日規約設定

不動産の表示 後記のとおり

登記の目的 所有権保存

所有者 何市何町何丁目何番何号

何某

課税価格 金何円(注6)

登録免許税 金何円(注6)

不動産の表示 後記のとおり

登記の目的 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第八十八条第一項の先取特権の保存

原 因 平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律による先取特権発生(注7)

清算金の予算額 金何円

債務者(義務者) 何市何町何丁目何番何号  
何 某

先取特権者 何市何町何丁目何番何号

何マンション建替組合

何市何町何丁目何番何号

理事長 何 某

又は何市何町何丁目何番何号  
何 某

課税価格 金何円(注8)

登録免許税 金何円(注8)

不動産の表示 後記のとおり

登記の目的 何某持分抵当権設定(注9)

権利変換前の登記の申請書の受付の年月日及び受付番号

昭和何年何月何日受付第何号(注10)

原 因 昭和何年何月何日金銭消費貸借契約昭和何年何月何日設定(注11)

(平成何年何月何日マンションの建替えの円滑化等に関する法律第による権利変換)(注12)

債 権 額 金何万円

利 息 年何%

損 害 金 年何%

債 務 者 何市何町何丁目何番何号

何 某

抵当権者 何市何町何丁目何番何号

何 某

設 定 者 何市何町何丁目何番何号

何 某

示表の物建分区		
		号家屋番
何号	何号	番号物の
	主	建は建主 物は物物 属又属又
居宅	居宅	種類
造ク鉄 何リ筋 階ーコ 建ト	て造ク鉄 何リ筋 階ーコ 建ト	構造
分何階部		床面積 m <sup>2</sup>
約何年平 設日何成 定規月何	築何年平 日何成 新月何	日び原 付そ因 の及

(注示表の地土るた的目の権地敷 14)				示表の物建の棟一		
			符土地の 号の		構造	所在
			所在及び地番		何マンション	
			地目	床面積 m <sup>2</sup>		
			地積 m <sup>2</sup>	付原因及びその日		
			原因及びその日付			

不動産の表示

不動産の表示 (後記のとおり)

登録免許税 金何円 (注13)

課税価格 金何円 (注13)

(注14) 敷地権の種別	土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合	て
				共用部分 (注15)
原因及びその日付				-----

- (注1) 権利変換計画及びその認可を証する書類を添付する。
- (注2) 施行再建マンションの建築工事の完了の公告又はその写しを添付する。
- (注3) 共用部分たる旨の登記を申請する場合には、共用部分とする規約の設定を証する書面を添付する。
- (注4) 施行者がマンション建替組合である場合には、都道府県知事が作成した理事長の資格を証する書面を添付する。
- (注5) 所有権の保存(登録免許税法別表第一第一号(一))等申請する登記の登録免許税の合算額を記載する。平成十六年三月三十一日までの間に登記を受ける場合は、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(以下「法」という。)(第十七条に規定する参加組合員が取得する権利に関する登記を除き、非課税となる(租税特別措置法第七十五条第一項第四号))。この場合は「租税特別措置法第七十五条第一項第四号」と記載する。
- (注6) 課税価格として、建物の登記申請時の時価を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の四(租税特別措置法第七十二条第一項により平成十五年四月一日から十八年三月三十一日までは千分の二)である(登録免許税法別表第一第一号(一)参照)。
- (注7) 原因日付として、法第八十一条に規定する建築工事の完了の公告の年月日を記載する。
- (注8) 課税価格として、清算金の予算額を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の四である(登録免許税法別表第一第一号(五)参照)。
- (注9) 施行マンションの区分所有権に抵当権が複数設定されていた場合など、目的を同一とする数個の担保権がある場合は、その登記をすべき順序に従って登記事項を記載し、それぞれの登記ごとに原因の記載をする。
- (注10) 権利変換前の担保権等の登記が申請された際の申請書の受付の年月日及び受付番号を記載する。
- (注11) 権利変換前の担保権等の登記の登記原因及びその年月日を記載する。
- (注12) 原因日付として、法第八十一条に規定する建築工事の完了の公告の年月日を記載する。
- (注13) 課税価格として、債権金額を記載する。登録免許税は、課税価格の千分の四である(登録免許税法別表第一第一号(五)参照)。
- (注14) 施行再建マンションについて、敷地権の表示のある建物の表示の登記を申請する場合に記載する。なお、この場合には建物の登記用紙で敷地利用権上の担保権を公示することになるから共同担保目録の添付は不要である。
- (注15) 施行再建マンションについて、共用部分たる旨の登記を申請する場合に記載する。